

第12分科会「自立（特別支援教育）」の運営概要

- 【研究課題】 自立や社会参加の実現に向けた特別支援教育の推進と校長の在り方
- 【リーダーシップの視点】 1. 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容の充実
2. 特別支援教育を効果的に推進するための体制の整備及び必要な取組

I 分科会研究協議の運営計画

我が国が目指している社会は、互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のために、小学校教育においては、自分らしさを大切にしながら、夢や希望をもって「自立する力」を育むこと、社会の激しい変化に流されることなく、様々な課題に柔軟かつたくましく対応していける「生きる力」を育むことが求められている。また、障害の有無に関わらず誰もが相互に尊重し合える共生社会を築くことも大切である。

特別支援教育は、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握するとともに、能力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服できるような指導及び支援を行うものである。昨今、ノーマライゼーションの理念と具現化の普及、浸透を図る意味で、インクルーシブ教育システムの構築を推進していく旨の方向が示されている。

これらのことを受け、12分科会では、全職員が特別支援教育に対する共通認識に立ち、一体となって推進していく校内指導体制の確立、関係機関との連携等を進めることが重要な課題となる。これらの課題解決のために、校長が果たすべき役割と指導性（リーダーシップ）について以下の視点で話し合いを行う。

視 点 1 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容の充実

- ・ 特別な支援を必要とする子どもの実態把握とそれに基づいた個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成と充実
- ・ 交流及び共同学習等を効果的に位置付けた教育課程の編成

視 点 2 特別支援教育を効果的に推進するための体制の整備及び必要な取組

- ・ 全校的な支援や関係機関との連携に基づく効果的な支援が機能する体制の確立
- ・ 全職員の共通認識に立ち、一体になって推進するための校内研修の充実

II 昨年度までの成果・課題

～27年度 道小十勝大会より～

【成 果】

- ・ 個別的教育支援計画は、保護者と共に支援をする児童の特性や支援の在り方をもとに策定することが望ましい。また、医療機関、関係機関などの検査結果、指導方法、助言等を掲載することによって日常の支援に効果を上げることが明らかになった。
- ・ 個別の指導計画は、個別的教育支援計画に基づき保護者との共通理解を深め作成することが望ましい。また、年間指導計画、週案、通知表、指導要録等の作成時に活用すると効果的である。
- ・ 個別的教育支援計画をデータ化することによって、引継ぎの効率化や客観性が向上する。なお、データ化については保護者の同意を得ることはもとより、様式については普段使用しているものも可能である。
- ・ 個別の指導計画に基づいた指導計画を作成する際、校長は「支援児童の個別の状況・特徴、目標、時期、内容、交流及び共同学習の場面、指導体制等」を明確にすることによって、その修正・更新がより充実したものになる。
- ・ 特別支援教育コーディネーターのマネジメント力を育成することによって、校内研修や校内委

員会の充実が図られ、保護者との共通理解も深めることができる。

【課 題】

- ・個別の教育支援計画の活用目的を明確にし、その目標達成の視点から様式の在り方を検討する必要がある。
- ・個別の教育支援計画を充実させるためには、医療機関、関係機関等からの情報収集に関する予算措置を工夫する必要がある。

Ⅲ 研究発表の概要

◇研究発表者：上ノ国町立滝沢小学校長 晴山泰文

「特別支援学級及び通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童への指導の充実」

◇発表の趣旨

特別支援教育に関する国の動きとして、平成 23 年に障害のある者となない者が共に教育を受けられるよう「障害者基本法」が改正された。翌 24 年には「インクルーシブ教育システムの構築」が中央教育審議会で報告された。また、平成 25 年には、「学校教育法施行令」の一部が改正され、障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みが変更となった。

平成 28 年 4 月 1 日からは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、不当な差別的扱いや合理的配慮の不提供禁止が示された。また、道立知的障害特別支援学校高等部では、障害の程度によって進学する学科が定められている制度を早期に改善することになった。

檜山管内においても国や道の動きに合わせて、教育課程の工夫改善や保護者や関係機関との連携が進んでいる。この中で、より具体的な実態把握に基づいた「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の改善充実や特別支援教育推進体制の整備が求められている。

本提言では、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を充実するために、管内の現状と課題を把握し、児童の自立や社会参加の実現に向けた校長が果たす役割と指導性を明らかにする。

◇発表の概要

- 1) 檜山校長会小学校部会の研究体制
- 2) 研究の経過と成果
 - ・管内の特別支援学級の設置状況
 - ・平成 26 年度の研究（日高大会の発表）
 - ・平成 27 年度の研究（十勝大会の発表）
- 3) 今年度の研究
 - ・一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実（視点 1）
 - ・特別支援教育を効果的に推進するための体制の整備及び必用な取組（視点 2）

Ⅳ 協議の流れ

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 開会・日程確認（05 分） | 8. グループ協議 2（45 分） |
| 2. 趣旨説明（05 分） | 9. 発表 2（15 分） |
| 3. 研究発表（25 分） | 10. 全体交流（10 分） |
| 4. 感想・キーワード等を書く（10 分） | 11. まとめと今後の課題（10 分） |
| 5. 質疑応答感想（10 分） | 12. 連絡・閉会（05 分） |
| 6. グループ協議 1（45 分） | |
| 7. 発表 1（15 分） | |
| ＜ 休 憩 ＞（10 分） | |

お願い

◇各校の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」について交流したいと思います。

◇自校の特別支援教育に関わる取組や課題についてお持ちよりください。

◇名刺を 10 枚程ご用意ください。